大阪府条例第　　　号

　　　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給

　　　与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第一条　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （休暇の種類）第十二条　職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。第十七条　（略）第十八条　（略）（非常勤職員の勤務時間等）第十九条　非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十七条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。（任命権者等の読替え）第二十条　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第十六条第一項、第十六条の二第一項及び第十七条第一項 | （略） | （略） |
| 第十八条 | （略） | （略） |

第二十一条　（略） | （休暇の種類）第十二条　職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇及び不妊治療休暇とする。第十七条　（略）（不妊治療休暇）第十八条　任命権者は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、一の年につき六日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間の不妊治療休暇を与えることができる。２　第十三条第七項及び第十六条第二項の規定は、不妊治療休暇について準用する。第十九条　（略）（非常勤職員の勤務時間等）第二十条　非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。（任命権者等の読替え）第二十一条　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第十六条第一項、第十六条の二第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項 | （略） | （略） |
| 第十九条 | （略） | （略） |

第二十二条　（略） |
|  |  |

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第二条　技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十三年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （給与の減額）第十八条　（略）２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇、介護時間若しくは子育て部分休暇につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。　３・４　（略） | （給与の減額）第十八条　（略）２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇、介護時間、子育て部分休暇若しくは不妊治療休暇につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。３・４　（略） |
|  |  |

　　　附　則

　この条例は、令和四年四月一日から施行する。